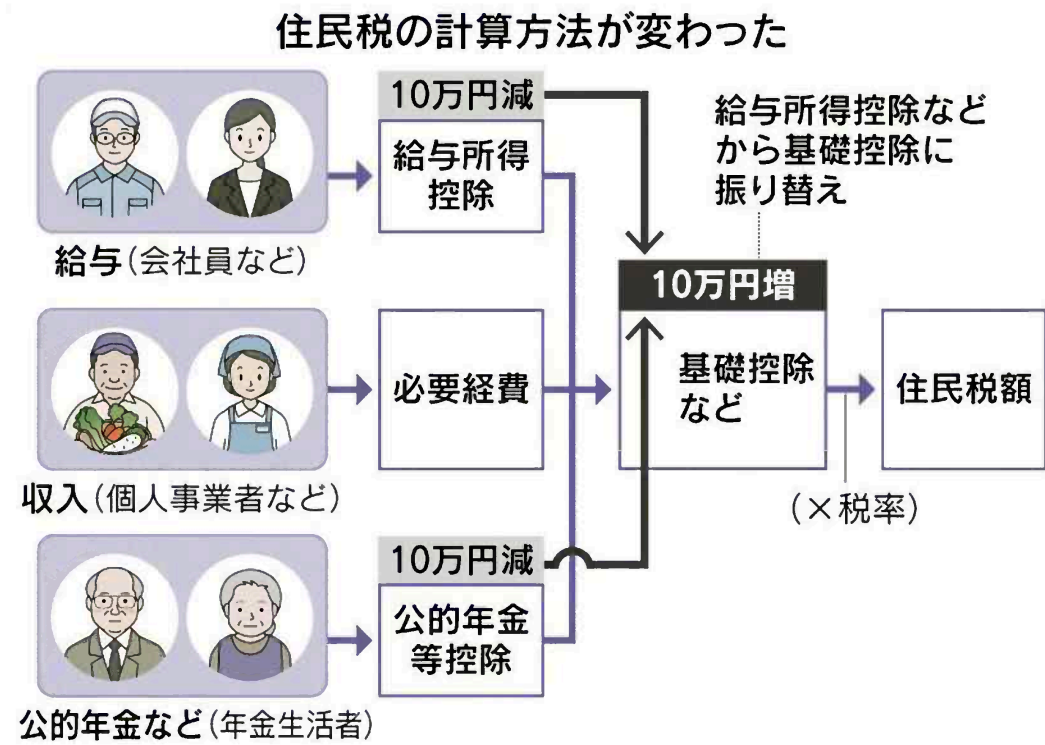


# 住民税、高所得者に重く

## 今年度、控除の条件厳しく



### 年金受給者の住民税が下がる条件例

年金受給者で...

- 公的年金などの収入が400万円以下
- 公的年金などを除き所得がない
- 所得税が源泉徴収されていない

のすべてを満たす人が

- 生命保険に加入している
- 地震保険に加入している
- 多額の医療費を払った

のどれかに該当

住民税が下がる可能性(自治体に問い合わせ)

### 住民税が負担になりやすいケース

例	起こること
2020年の給料が850万円を超す会社員	今年6月から住民税負担が重く
2021年に退職する会社員	2022年度の住民税負担が増す
今年中に不動産を売却し、利益が出る見込み	税の支払いが厳しく。猶予制度も一案
新型コロナの影響で収入低迷が続く	

住民税額を記した「税額通知書」が届く時期が近づいた。2021年度は制度の改正があり、高所得者を中心に負担増を感じる人が多くなりそうだ。新型コロナウイルスの影響で収入を減らした人も多い。働き方などに応じた注意点や対策についてまとめた。

住民税は地方自治体(都道府県と市区町村)が住民の「所得」に対して課す税金。6月はその年度の最初の支払い月となる。会社員の場合は通知書に記載された住民税額が来年5月まで給料から天引きされる。

今年度からは住民税の計算の仕方が変わる。住民税は前年の収入から、それを得るためにかかった必要経費を差し引いた所得にかかると。今回の変更は必要経費にあたる「控除」に関するものだ。

まず会社員の場合のみ。必要経費に相当するのは主に給与所得控除と基礎控除。給与所得控除は収入に応じて決まり、今年度からは一律10万円減る。一方で、給与所得控除を引いた後、さらに差し引ける基礎控除額が一律で10万円増え43万円となる。

一般的な収入で、金額が前年と同水準なら2つの控除の合計は変わらず、税額に影響はない。ただし、高所得者は異なる。合計の所得が2400万円を超えると、基礎控除額が減り、2500万円超はゼロになるためだ。給与所得控除が減った分、課税の対象となる所得が増え、税負担が重くなる。

給与所得控除の上限も引き下げられた。年収に応じて控除が増える仕組みだが、20年度までは年収1000万円超は一律で上限の220万円となっていた。それが21年度からは850万円超で上限の195万円となり、上限の対象者が広がり、控除も縮小する。

配偶者がいる人の税を軽減する、配偶者控除・配偶者特別控除についても対象の条件が厳しくなった。20年度は年収1220万円超で控除を受けられなくなったが、今年度からは1195万円超となる。

住民税の税率は一律10%。今回の制度変更の影響は大きくても数万円とみられる。ただ財政難を背景に「高所得者の負担増につながる改正は続きそう」(税理士の

藤曲武美氏)との見方は多い。年金生活者の控除も給与所得者同様の変更がある。公的年金等控除額が10万円減る一方で、基礎控除は10万円増える。両方で相殺されるため実質的な影響はない場合が多い。ただ、収入が増えにくい年金生活者の場合は、少しでも税負担を軽くすることを考えたい。

例えば年間の医療費が10万円または課税所得の5%を超える場合に、確定申告をすれば課税所得が減る。所得税が還付されるほか、住民税の負担軽減につながる。

年金の受給額が少ない場合などはあらかじめ所得税が天引きされないため、「確定申告をしてもメリットがないと思われる」(辻・本郷税理士法人の浅野恵理税理士)。だが、所得税を払っていない人も、自治体に申告をすれば住民税が減らせる場合がある。

例えば年金収入が215万円以下で所得税の天引きがない66歳男性。配偶者控除や社会保険料控除を勘案すると所得税はゼロだ。しかし、多額の医療費や生命保険料、地震保険料について住民税の申告をしたところ、税額を約1万円減らせた。

たという。浅野税理士は「所得税が少ない人は自治体の窓口で相談してみるといい」と助言する。

今回の制度変更でメリットがあるのはフリーランスや個人事業主だ。必要経費については従来通りで基礎控除が10万円増えるためだ。もっとも昨年来、休業を余儀なくされるなど本業の面で厳しい環境に置かれ、実感が乏しい人が多いかもしれない。

収入減などで住民税の支払いが厳しい場合、「新型コロナの感染拡大でやむを得ず休業をした」などの要件を満たせば原則1年間徴収が猶予される。「延滞金も一部または全部免除される」(藤曲氏)ので活用したい。

住民税は前年の所得を基に税額が決まる。今年、一時的に収入が増える人は来年の負担に注意したい。例えば今年退職する人。退職金にかかる税金は支給時に天引きされる。しかし、今年退職するまでの給料に対する住民税は「退職の次の年に請求される」(ランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士)。

不動産でも似た状況が起こりうる。自宅を売却して利益(譲渡所得)から最高3000万円の特例控除を差し引いても利益が残ると、21年分の所得税だけでなく、22年度の住民税が増える要因となる。(後藤直久)